

日本太鼓資格認定規程細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本太鼓財団（以下「当財団」という。）「日本太鼓資格認定規程」に基づき、資格認定制度の認定試験、検定員、認定手続き、更新手続き、認定料及び更新料等の細則について定める。

(公認指導員の認定試験)

第2条 3級から1級までの公認指導員認定試験を受けようとする者は、支部に所属する場合は支部から、支部に所属しない場合は技術委員会からそれぞれ承認を受けた後に、当財団が行う全国講習会並びに支部講習会において講習内検定として基本講座の講師助手を5回以上行わなければならない。

- 2 前項の講習内検定においては、当該講座の講師が各回毎に検定記録を明記する。なお、この記録は最終検定における審査の参考とする。
- 3 最終検定は、指導の適確性と口頭試験により行う。
- 4 前項の検定に合格した者は、技術委員会の認定を経て会長が決定し、不合格の者は、さらに講師助手を経て最終検定を再度行う。
- 5 日本太鼓の指導において特に実績があると認められ、さらに当財団が別に定める認定の基準を満たしている者については、認定試験の一部又は全部を免除することができる。ただし、免除については、技術委員会の議を経て会長が決定する。

(技術認定員の認定試験)

第3条 5級から3級までの技術認定員認定試験を受けようとする者は、当財団が別に定める検定試験において筆記試験及び実技試験を受けなければならない。この場合の受験者は、希望により当該試験に関する講習を受けることができる。なお、4級技術認定においては鉦等の講座、3級技術認定においては笛講座を受講するものとする。

- 2 2級技術認定試験を受けようとする者は、全国講習会において打法の異なる専門講座を2回（1回2日間）受講し、各講習終了後に行う実技試験にそれぞれ合格しなければならない。
- 3 1級技術認定試験を受けようとする者は、全国講習会において打法の異なる専門講座を3回（1回2日間）受講し、各講習終了後に行う実技試験にそれぞれ合格しなければならない。
- 4 前2項及び3項に係る専門講座の打法形式は、複式複打、複式単打、単式複打、単式単打の4種類とし、2級技術認定は、2種類の異なった打法形式を受講するものとする。また、1級技術認定は2級技術認定で受講した講座と併せて4種類全てを受講しなければならない。
- 5 第2項並びに第3項の定めに係わらず、技術委員会において特に必要と認めた場合は、支部講習会において専門講座を設定し、技術認定試験を受けることができる。

(検定員)

第4条 検定員とは、講習会等において認定試験を行う者を云う。

2 検定員は、特別公認指導員、1級公認指導員並びに2級公認指導員とし、次の事項を行う。

(1) 特別公認指導員並びに1級公認指導員は、公認指導員及び技術認定員の検定を行う。

(2) 2級公認指導員は、3級から5級技術認定員の検定を行うことができる。

3 公認指導員の講習内検定は、当該講師が担当し、最終認定試験については3名以上の検定員で行う。

4 技術認定員の認定試験は、2名以上の検定員で行う。

(公認指導員の認定手続き)

第5条 公認指導員の認定手続きは、次のとおりとする。

(1) 公認指導員は、各級の検定に合格した後、所定の認定料を添えて手続きを行う。

(2) 当財団は、所定の手続終了後、当該公認指導員に対し、認定証を発行する。なお、特別の事由のある場合を除き期日内に手続きを行わない場合はこれを無効とする。

(技術認定員の認定手続き)

第6条 技術認定員の認定手続きは、次のとおりとする。

(1) 技術認定員は、各級の検定試験を合格した後、所定の認定料を添えて手続きを行う。

(2) 当財団は、所定の手続終了後、当該技術認定員に対し、認定証を発行する。なお、特別の事由のある場合を除き期日内に手続きを行わない場合はこれを無効とする。

(更新の条件)

第7条 公認指導員が認定の更新を希望するときは、運営委員会において特別に認められた場合を除き、更新の当該年度に開催する指導員研修会に出席しなければならない。

(検定料、認定料並びに更新料)

第8条 検定料、認定料並びに更新料は、別表に定める。

付 則

この細則は、2012年4月1日から施行する。

この細則は、2016年1月7日に変更し、同日から施行する。

検 定 料

単位：円

区 分	検定料	備 考
技術認定員	2, 0 0 0	
公認指導員	5, 0 0 0	

認 定 料

区 分	認定料	備 考
公認指導員		
1 級公認指導員	1 0 0, 0 0 0	
2 級公認指導員	5 0, 0 0 0	
3 級公認指導員	3 0, 0 0 0	
技術認定員		
1 級認定員	2 0, 0 0 0	
2 級認定員	1 0, 0 0 0	
3 級認定員	8, 0 0 0	
4 級認定員	5, 0 0 0	
5 級認定員	3, 0 0 0	

更 新 料

区 分	更新料	備 考
公認指導員	5, 0 0 0	

日本太鼓資格認定規程細則に係るガイドライン

2006年7月7日に開催した第26回運営委員会において、日本太鼓資格認定規程の一部を変更した。

変更の内容については、公認指導員の更新条件となっている更新研修会の参加について、一定年令に達した者または特別な理由を有する者については、出席を免除することとなった。

本来、この研修会は指導者としての資質の向上とともに3年に1度位はお互いに顔をあわせる機会を設けたいとの要望から設定されたものであり、その主旨からは参加を求めるものであるが、事情により参加が不可能な場合は別添用紙にて免除の申請を提出するよう求める。

なお、免除の申請が無い場合は、免除の対象とはならない。

免除を認める者は次のとおり

- (1) 更新の当該年度において満70才以上の者
- (2) 海外に在住する者
- (3) その他、運営委員会において特別に認められた者